意見要旨等一覧

意見区分	件数	意見要旨	考え方(案)
目的	3	悪徳業者の廃絶と良心的な事業者が増えるような条例にしてほしい。	本条例案は、ペット霊園の設置、管理の適正化に関する事項を定めることによって、近隣住民等の公
		利用者保護を考えた条例の制定には賛意を表する。	衆衛生や住環境の保全, 風俗習慣への配慮はもとより, ペット霊園利用者が保護されることを目的としています。
		将来的なまちづくりを見据えた上で許可してほしい。	いただいた御意見を踏まえ、条例制定を進めてまいります。
		植栽帯等での目隠しの設置はよい考えである。	いただいた御意見を踏まえ、条例制定を進めてまいります。
		条例における施設設備の規制の内容が分かりにくい。	火葬炉など施設設備の基準は、できるだけ具体的に規定してまいります。
技術的基準	7	墳墓の設置は、自己所有地以外に事業者の使用権限がある土地を認めない理由を教えてほしい。	墳墓及び納骨堂については、永続的に使用されるものであることから、ペット霊園事業の安定的なを担保するため、事業者が自ら所有する土地に設置することとしています。 なお、火葬施設のうち、火葬車両については、移動が可能であることから、公道上などでの火葬をするため、事業者自らが管理する土地等で火葬を行うこととしておりますが、自己所有地に限定して
		火葬施設の設置は、自己所有地でなければ認められないのか。	
		設置場所が自己所有地であることと「公衆衛生上の支障などを回避すること」との関係を教えてほしい。	『せん。
		火葬施設は目立たないようにしてほしい。	火葬施設は建物内に設置することとしています。
		墳墓は排水設備の確保や、施錠可能な構造とすべきである。	技術的基準等の検討に当たって、参考とさせていただきます。
火葬炉構造基準	6	悪臭等の公害対策の基準を設けていただきたい。	
		火葬時の煙や臭いで近隣とトラブルにならないようにしてほしい。	
		火葬炉は構造設備に関する基準だけではなく、維持管理に関する基準 や排出ガスに関する基準についても規定するべきである。	、火葬炉の構造設備基準により、火葬時のばい煙や悪臭等に対応ができるものと考えています。
		火葬車両の基準として、排ガスの影響や悪臭発生の防止のための基準を設けるか、又は事業者の義務として規定すべき。	また、事業者に対して、施設設備が条例に定める基準に適合するよう維持管理することを義務にいます。
		火葬施設の構造基準は「街中にできる」ということを前提に設けてほしい。	
		火葬時に臭いや排煙, 騒音等の問題が生じることのないように規制して ほしい。	

意見区分	件数	意見要旨	考え方(案)
立止・地する	16	都市計画法に依拠した制度設計ではなく、墓埋法に依拠した制度設計とすべき。	ト霊園を設置しようとする土地の所有者と当該土地周辺の住民の利害を調整する手段の一つとして、本 条例案においては、立地規制を採用しています。
		なぜ、距離による立地規制ではなく、用途地域による立地規制なのか?	立地規制に当たっては、離隔距離による規制は当該土地の周辺地を先行的に利用している者に有利な規制であること、また、保護対象となるものや離隔距離に係る合理的な基準が設けにくいことなどから、これを採用せず、当該地域の土地利用についての指針である用途地域を準用することとしました。なお、墓地埋葬法は、人の墓地や火葬場の適正な運営を目的としておりますが、立地の具体的な基準を規定したものではありません。
		住宅地や隣地からの離隔距離での規制としなかった理由を教えてほしい。	
		住環境への配慮を求めるのであれば、住居系用途地域だけ立地規制するのはおかしい。	住居系の用途地域は、特に住環境に対する配慮が求められる地域であり、これに影響を及ぼすものは 設置しないこととされているため、公衆衛生や風俗感情に影響を与えるペット霊園等の立地規制を行うことに合理性が認められると考えています。
		住居系用途地域だけ立地規制する理由が分からない。	
		住宅地域以外での立地規制は行うのか。	住居系地域以外における立地は規制しませんが、植栽帯等による目隠しの設置など、施設設備ごとに技術的基準を設けることで、当該地域に居住する住民の風俗習慣へ配慮します。
		火葬時の悪臭等によるトラブルを避けるため、火葬施設及び火葬車両に ついては、市街化調整及び都市計画区域外としたほうがよい。	火葬炉の構造設備基準により、火葬時のばい煙や悪臭等に対応ができるものと考えています。また、 事業者に対して、施設設備が条例に定める基準に適合するよう維持管理することを義務付けています。 本条例案においては、技術的基準により問題発生を抑制ができるのであれば、市街化区域であって も、立地規制を行うべきではないと考えております。
		火葬車両による火葬は禁止すべきである。	火葬車両については、許可制とし、火葬炉の構造設備や火葬を行う地域などについて規制を行うことにより、事業が適正に運営されるよう図ってまいります。
		火葬車両による火葬は,近隣の住環境の保全の観点から住居系地域で も禁止してほしい。	火葬車両については、同一場所で反復継続して火葬を行う場合は、実質的に火葬施設と変わりないことから、火葬施設と同様に住居系地域での火葬を禁止します。 ただし、顧客の管理地で承諾を得て火葬を行う場合には、1回限りのことであり、忌避意識への配慮の
		火葬車両が住宅街で火葬することを禁止してほしい。	要請は小さいことから、規制の対象外とします。 なお、近隣の住環境の保全や安全確保については、火葬炉の構造設備基準の設定や道路運送車両 法、本市火災予防条例等により担保できると考えます。
		火葬車両でのペットセレモニーができる条例としていただきたい。	火葬車両については、許可制とし、火葬炉の構造設備や火葬を行う地域などについて規制を行うことに より、事業が適正に運営されるよう図ってまいります。
		火葬車両が営業できない条例にしないでほしい。	
		都市計画区域外においては、立地規制がないが、このような地域に新規のペット霊園の立地が集中するといった心配はないのか。	本条例案においては、都市計画区域であっても、ペット霊園の設置が可能となっていますので、都市計画区域外に集中することはないと考えています。
		墳墓の立地禁止区域と隣接する区域に設置する場合、3m後退は近すぎる。 境墓の設置は河川等からも距離規制が必要である。	本条例案では、ペット霊園の設置については、用途地域による立地規制を採用しています。 また、事業者の土地利用の制限を必要最小下にとどめるため、衛生上の支障については、土葬の禁止など、技術的基準によって対応します。
		住居専用系地域以外の住居系地域では各施設区分に応じた距離規制 により設置を認めるべきである。 住居系地域以外の地域では、距離規制を行わず、関係法令に違反して いなければ設置を認めるべきである。	本条例案では、立地規制に当たっては、当該地域の土地利用についての指針である用途地域を準用することとしました。 住居系の用途地域は、特に住環境に対する配慮が求められる地域であり、これに影響を及ぼすものは設置しないこととされているため、公衆衛生や風俗感情に影響を与えるペット霊園等の立地規制を行うことに合理性が認められると考えています。
		立地規制された地域も一定の条件の下, 立地可能としてほしい。	なお、住居系地域以外の地域においては、立地は規制していません。 また、一般的に既存施設への立地規制に係る遡及適用は行いませんが、区域の変更や施設設備の増 設等は新規と同様の扱いになると考えます。

意見区分	件数	意見要旨	考え方(案)
		事業の廃止は届出制ではなく許可制とし、墳墓及び納骨堂の廃止時の 土地の原状回復は義務とすべきである。	民間事業者が運営するペット霊園について、廃止を許可制とすることは困難と考えています。しかし、 廃止されたペット霊園が放置されることは、周辺の住環境にも影響を及ぼすことなどから、事前届出制と
		ペット霊園を廃止する際の原状回復は、努力義務ではなく義務とすべき。	したうえ、原状回復について努力義務を課し、指導を行うことによって、許可制と同等の効果が得られる ものと考えています。
		ペット霊園が廃墟とならないような規制が必要である。	
手続	7	土地の原状回復に関する努力義務に違反した場合、改善勧告・命令の対象となるのでしょうか?	努力義務であるため、改善勧告・命令の対象にはなりません。
		事前説明を行う近隣住民の範囲を明確にすべきである。	いただいた御意見を踏まえ、検討いたします。
		事業者と地域住民が誓約書等を交わす制度としてほしい。	ペット霊園を設置しようとする者には、事前にペット霊園の計画の概要を示した標識の設置や近隣住民への説明を義務付けています。
		ペット霊園の設置は、住民説明会等を行えば、地域住民の同意が得られなくても許可してほしい。	本条例案においては、ペット霊園を設置する場合、計画の公開(標識の設置)や近隣住民への事前説明は義務付けていますが、近隣住民の同意を得ることは許可要件としていません。
		火葬車両による火葬日時や場所について、市への届出や近隣への周知は義務付けられるのか.	火葬日時や場所について、市への届出や近隣への周知は義務付けていません。 ただし、同一の場所で反復継続して火葬を行う場合は、火葬施設と同様に取り扱います。
		事業者に対する義務については、妥当であると考える。	いただいた御意見を踏まえ、条例制定を進めてまいります。
事業者の義務	5	駐車場の確保と管理事務所の設置を義務とすべきである。	ペット霊園の施設規模等により、必要な施設も変わってくることから、一律に設置を義務付けるのではなく、実情に応じて必要な措置を講じることとします。
		火葬車両が火葬禁止地域でも火葬を行うおそれがある。	違反者に対しては、改善勧告・命令を行うとともに、これに従わない場合には、使用禁止命令、許可取
		違反者に対する罰則規定を設けるべきである。	消, 事業者名等の公表及び過料の措置を行うこととしています。
適用除外	1	寺社を立地規制の適用除外とする理由が分からない。	墓地埋葬法に基づく墓地経営の許可を受けた宗教法人などが、許可を受けた境内地内においてペットの墳墓等を設置する場合は、風俗習慣への配慮の要請も小さいことから、立地規制の適用除外としても差支えないと考えます。
		遡及適用を行うべきである。	一般的に既存施設に対して、立地規制を遡及的に適用していくことは困難と考えます。 なお、既存施設については、条例施行後の届出よる施設を把握し、大規模改修、増設等の申請が あった場合には、改善可能な基準については条例基準に適合させていくこととします。
経過措置	3	市街化調整区域等の建築物の新増設に制限のある地域に立地する既存のペット霊園については、施設の更新や増設に当たって、他の地域に立地するものと同じ取扱いをするべきではない。	本条例案においては、既存施設の取扱いを設置された地域により変えることは、考えていません。 なお、建築物の新増設については、都市計画法等の他法令が適用されます。
		既存施設については、問題なく営業しているので、条例制定後の施設設 備の増設等に規制を適用しないでほしい。	既存施設への立地規制の遡及適用は原則として行いませんが、区域の変更や施設設備の増設等は 新設と同様に扱うこととしています。

意見区分	件数	意見要旨	考え方(案)
その他	4	ペット霊園計画地の現地視察をしてほしい。	京都市ペット霊園対策検討審議会は、個別のペット霊園の設置の可否を判断することを目的として設置されたものではありません。 なお、審議に当たり、市内の既存施設の状況を把握するため、実地調査を行っています。
		道案内の看板など、あまり目立たないように規制してほしい。	京都市屋外広告物等に関する条例など、他法令により規制が図られるものと考えます。
		経営基盤の安定した業者にのみ許可を与えるべきである。	事業の安定的運営を確保するため、墳墓、納骨堂若しくはこれらを併設する施設については、自己所有の土地に設置することを義務付けています。
		犬を火葬した際は、市の犬の登録を担当する部署に報告させるようにしてほしい。	飼い犬が死亡した際の市への届出義務は、飼い主自身に課せられています。